

条別決定書  
57 振替

一 茶双樹記念館の観覧有料制の導入及び料金算出の考え方

1 観覧料

(1) 観覧有料制導入の理由

当該記念館は、俳人小林一茶と親交のあった流山在住の俳人秋元双樹が居住した地を、小林一茶寄寓の地として奉市で初め~~て~~の重要史跡に指定し、当該地に存続していた建造物及び庭園を復元整備したものである。

指定史跡として公有化し整備したことにより、他の史跡と比較して市民共有の財産としての価値性はより高いものであることから、当該史跡の意義の周知や活用にあたっては、とりわけその効果的な推進が求められるところである。

また、小林一茶寄寓の地審議会における協議の中で、当該史跡観覧の対価として有料制を導入することが望ましいとの提案がなされたものである。

これらのことから、この重要な史跡を市民等の学習や研究の場として、貴重な資料の収集、保存や公開をし、さらには関連文化活動の振興を図るなど、当該記念館の効果的な活用と良好な保全とを確保するための施策の一つとして、観覧を有料とするものである。

(2) 観覧料の設定根拠

ア 市民

審議会の協議では、大人200円、子供100円との料金設定であるが、子供（小・中学生）については観覧にかかる実費相当額の負担が適当と思われることと、また、他市の記念館の料金等を勘案し、子供（小・中学生）については50円とし、大人については市民プールや総合体育館の有料施設と同様子供料金の倍額の100円とする。

イ 市外利用者

文化会館同様市民利用者の倍額とする。

2 使用料

(1) 南流山センターや公民館のホールの金額を参照に、施設規模等を勘案して設定するものとし、平日の昼間は500円/時間、夜間は1,000円/時間、土曜日、日曜日及び休日は平日料金の500円増しとする。

使用料の内分は既存施設の文化会館等に合わせた。  
また、利用料の基準単価については